

川崎市選挙管理委員会事務局職員の定年前再任用に関する要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第22条の4及び第22条の5並びに川崎市職員の定年等に関する条例（昭和59年条例第38号。以下「条例」という。）第12条及び第13条の規定に基づき、川崎市選挙管理委員会事務局（以下「事務局」という。）職員の定年前再任用（法第22条の4又は第22条の5の規定により採用することをいう。以下同じ。）を適正に実施するため、必要な事項を定めるものとする。

(用語の定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、法及び条例で使用する用語の例による。

(選考区分)

第3条 川崎市選挙管理委員会（以下「委員会」という。）は、退職時において事務局に属する年齢60年以上退職者が定年前再任用を希望したときは、原則として別表に定める区分により選考を行うものとする。

(選考の特例)

第4条 委員会は、他の任命権者との協議により、他の任命権者に対して選考の申込みを行った者を委員会に対して申込みを行った者とみなして選考することができる。この場合において、選考は、当該他の任命権者が提出した書類により行うものとする。

2 委員会は、選考の申込みを行った者について、他の任命権者との協議により、当該他の任命権者が行う選考を受けさせることができる。

(選考に関する事務)

第5条 委員会は、選考について次に掲げる事務を行う。

(1) 選考の案内に関すること。

(2) 選考を行うこと。

(3) 選考の結果を本人に通知すること。

(4) その他選考に関し必要なこと。

2 委員会は、他の任命権者と協議し、前項の事務を計画的に実施するものとする。

(選考基準)

第6条 選考に当たっては、勤務成績が良好であり、かつ、就労意欲及び選考の対象となる職に必要な職務遂行能力を有すると認められることを基準とする。

(選考方法等)

第7条 委員会は、次に掲げる方法により選考を行うものとする。

(1) 面接

(2) 勤務成績の判定

(3) 健康状況の判定

2 選考項目ごとの基準については、別に定める。

(選考に関する調査)

第8条 委員会は、第4条第1項の規定に基づき選考を行う場合には、必要な事項を調査することができる。

2 委員会は、第4条第2項の規定に基づき選考を行う他の任命権者の求めに応じて必要な協力を行うものとする。

(選考結果の通知)

第9条 委員会は、選考結果を本人に通知するものとする。ただし、第4条第2項の規定による選考を行った場合は、この限りでない。

(委任)

第10条 この要綱に定めのない事項については、必要に応じて定めるものとする。

附 則

この要綱は、令和5年4月1日から施行する。

別表（第3条関係）

選考区分	採用する職の範囲
事務職員	書記の職名を有する職員が就いている職のうち、 短時間勤務の職として委員会が指定する職